

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した右拇指切断后断端痛は、業務上の傷病の再発と認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は業務中に誤って電気ノコギリで右手母指を切断（以下「原傷病」という。）し治療を行い、その約3か月後に治ゆとなり障害補償給付を受給した。

請求人によると治ゆ後約4年経過した頃より徐々に症状が悪化し、治ゆ後約15年経過した平成〇年〇月〇日に〇病院を受診し「右拇指切断后断端痛」と診断された。

請求人は原傷病の「再発」であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

右手母指の状態は以前よりはるかに痛くなっているのに、今回は労災と認められないのはおかしい。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

再発の認定要件は、①原傷病と再発とする症状の発現との間に医学的にみて相当因果関係が認められ、②治ゆ時の症状に比べ再発時の症状が増悪しており、かつ、③治療効果が期待できるものでなければならないとされている。

上記再発要件のうち③「治療効果が期待できるものであること」について、請求人の症状に対して施行される治療は理学療法のみであり、今後施行される可能性のある神経ブロックについても対症療法であることから、治療効果が十分期待できるものとは認められない。

したがって、再発とは認められないことから、不支給決定としたものである。

### 4 審査官の判断

#### (1) 認定要件に照らした判断

原傷病との医学的相当因果関係および原傷病の症状の増悪については、原処分と同様に認められる。

#### (2) 治療効果が期待できるか否かについて

今次疼痛の治療について、主治医の意見によると「現在理療を行っている、症状により神経ブロックのようなものが必要かもしれない」旨を述べ、医療効果について「現時では症状は楽になってきている」としている。また、その約2か月後の同主治医の意見によると「電気治療（超短波照射）」で、治療効果は「疼痛は時々軽快している。症状は一時的に

は軽快するが、再び痛くなることは当然あるかもしれない。」旨を述べている。

以上、○外科における治療内容は理療、電気治療であり、治療効果は根治が期待できるとは言えないにしても、一時的に軽快しているものであり、治療効果が期待できないとまでは判断できない。

### (3) 結論

請求人の今次疼痛は原傷病との間に医学的に見て相当因果関係は認められ、症状固定時の神経症状より増悪したと判断でき、また一定の治療効果も認められることから、これを労働者災害補償保険制度における再発と判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。